

令和3(2021)年度栃木県相談支援従事者現任研修実施要領

1 目的

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められた指定相談支援従事者の必須研修であり、相談支援に従事する者の養成と資質の向上を図ることを目的とします。

※本研修は、指定相談支援事業所等において、相談支援専門員として相談支援の提供に当たる者が5年に1回以上受講しなければならない研修です。

2 実施主体 栃木県、栃木県自立支援協議会相談支援部会研修ワーキンググループ

3 受講対象者

①指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有するもの。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、又は現に相談支援業務に従事していることを研修の実務要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めない。

※旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を受講したものである。

②演習で使用する課題（自らが担当している個別ケースの概要）を作成、提出できるとともに、演習において現場での経験をふまえた上で、ファシリテーターや板書等の役割を担うことができる方。

4 定員 80名程度

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度（令和3年度）が更新期限に該当する方を優先して受講決定します。

5 研修日程・会場・申込期限

申込期限	講義日程[1日] (共通)	演習日程[3日間]	
令和3年 5月17日(月) 必着	令和3年7月頃 (受講決定時に通知) Eラーニングによる受講	第1回	(募集終了) ※
		第2回	令和3年9月28日(火)～30日(木) 栃木県産業技術センター多目的ホール (宇都宮市ゆいの杜1-5-20)
		第3回	令和3年10月19日(火)～21日(木) 栃木県産業技術センター多目的ホール (宇都宮市ゆいの杜1-5-20)

※令和2年度受講決定者も、今年度受講に指定しております。第1回については、昨年度受講決定者のみで実施しますので、募集はありません。

【演習日程について】

受講決定時に演習日程の受講回を指定させていただきます。

【実施方法等の変更】

新型コロナ感染拡大防止の観点により、中止または実施方法等が変更になる場合があります。

6 受講申込み

別紙「受講申込書」により令和3(2021)年5月17日(月)までにFAXで障害者総合相談所宛てお申し込みください。

7 受講決定

障害者総合相談所から受講申込者宛て、令和3(2021)年6月中旬(予定)に受講の可否について通知します。なお、申込者数が定員を超えた場合は、初任者研修受講年度や相談支援業務従事状況等を勘案して受講決定します。

8 事前課題

研修で使用する事前課題の提出については、受講決定通知と併せて通知します。なお、事前課題が期日までに提出されなかった場合は、受講決定は取消となります。

9 修了証書の交付 本研修の全課程を修了した者に対し、「修了証書」を交付します。

10 研修に係る経費 8,000円(受講決定時に納入方法を通知します。)

11 研修の問合せ先

障害者総合相談所相談支援課 / 鈴木(悦)、菊地(智)、星野
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
TEL 028(623)7010 FAX 028(623)7255